

## 「人権と労働に関する方針」

清原株式会社は、「国際人権章典」や「国連グローバル・コンパクト」の10原則、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」などの国際規範を支持し、多様化する社会環境においても、人権を尊重した経営を推進します。人権尊重は普遍的かつビジネスにおける重要な課題であり、持続可能な企業活動をしていくうえでの社会的責任のひとつであると考え、国連が策定する「ビジネスと人権に関する指導原則」の考え方にに基づき、「人権と労働に関する方針」を定めています。

### 1. E T I ベースコードの適用と法令遵守

国際労働機関（ILO）の条約に基づく国際的に認められた労働慣行規範であるE T I ベースコードをベンチマークとした当社のE T I ベースコード、国やその他に適用される法律を遵守します。

### 2. 人権尊重と差別撤廃

当社は一人ひとりの人権を尊重・擁護し、人種、民族、国籍、宗教、ジェンダー、性的指向、年齢、障がいの有無などに基づくあらゆる差別およびハラスメントを一切行いません。

### 3. 労働者権利の尊重

当社は、労働組合を結成する労働者の権利、団体交渉を行う権利を尊重すると共に、従業員との対話を通じた健全な労使関係の構築に努めます。

### 4. 児童労働並びに強制労働の排除

当社は、全ての国、地域において、いかなる形の児童労働や強制労働を行いません。また、いかなる形の人身取引を含む現代奴隷も許容しません。

### 5. 公平な労働機会の提供

当社は、従業員一人ひとりの多様性を尊重の上で、能力に応じた雇用、能力開発、昇進の機会を公平に提供します。

### 6. 労働環境の充実

当社は、安全と衛生を最重要事項と位置づけ、適切な労働環境の形成を促進するほか、ワークライフバランスの観点からも、生産性向上をはじめとした働き方改革を進めます。

### 7. トップマネジメントのコミットメントと継続的改善

当社は、取締役会において、人権・労働分野の適正運用に係る各組織内の担当社員による管理体制を実施するとともに事業への影響を評価します。人権

に対する負の影響を引き起こした、もしくは助長したことが明らかになった場合は、適切かつ効果的な救済措置を講じるよう努めます。また、ステークホルダーとの定期的な対話を通じて取り組みの継続的な改善を図るとともに、人権の負の影響に関する通報・相談が可能な仕組みを構築します。

#### 8. サプライヤーとの一体的推進

当社は、本方針をサプライヤーとも共有し、業界内の人権・労働問題の特定に向けた取り組みを一体となり推進します。

#### 9. 適用範囲

本方針は、当社全ての役員・従業員に適用され、グループ各社も準じます。また、当社は、当社の事業に関係する全てのビジネスパートナーに対して本方針の適用を促進します。

2023年7月

清原株式会社  
代表取締役社長  
斧原 正明